

郵送による住民票の取り寄せについて

①郵送請求書

裏面の住民票郵送請求書に必要事項を記入してください。
昼間に連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。
(委任を受けて請求する場合、必要な住民票の対象者本人が自署した委任状が必要です)

②本人確認のできる書類のコピー

有効な運転免許証や健康保険証などのコピー。(現住所が確認できるもの)

③手数料

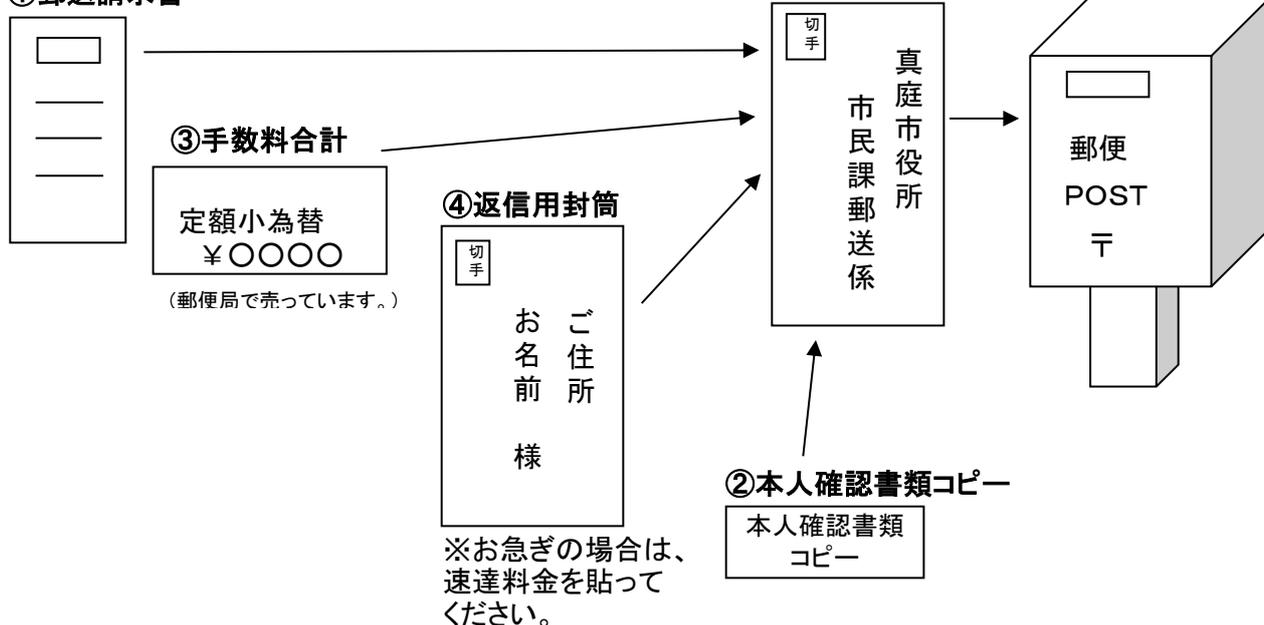
郵便局で取り扱っている定額小為替(無記名のもの)、または現金書留でお送りください。
(※注:切手、収入印紙では換金できないため受領できません。)

④返信用の封筒

住所(住民登録をしているところ)、氏名を記入し、切手を貼ってください。
また、請求した通数が多数の場合は、余分に切手を入れてください。

①②③④を同封し、真庭市役所 市民課 郵送係にご請求ください。(下記参照)

①郵送請求書



注意事項

郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。
日数に余裕をもって申請してください。

申請内容に不備があると、申請書をお返しすることがあります。
また、手数料・送料の立替えはできませんので、不足の場合は返送いたします。

原則、請求者の住民登録地(住民票の住所)への送付となります。

【送付先・お問い合わせ先】

〒719-3292 岡山県真庭市久世2927番地2 真庭市役所 市民課 郵送係
TEL 0867-42-1112